外部委託管理規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2005. 04. 01
1. 1	第4条当社を委託業務を主管する 部門に修正 委託契約適正審査チェック シートを追加	2006. 01. 20
1.2	JIS Q 15001:2006 移行対応	2007. 09. 10
1.3	第9条 改廃の決裁 社長→副社長	2008. 10. 30
1. 4	第9条 改廃の起案 委員会→事務局	2009. 10. 01
1.5	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1.6	改廃の条文削除	2010. 08. 31
1. 7	誤字修正(第6条)	2014. 03. 20
1.8	様式1(委託契約適正審査チェックシート)の様式改正	2018. 12. 14
1. 9	様式1(委託契約適正審査チェックシート)の内容見直し	2021. 04. 15
2.0	様式1(委託契約適正審査チェックシート)の内容見直し	2024. 01. 01

目 次

		目的	
		適用範囲	
		委託可能な業務内容	
		委託先の選定	
		委託契約	
		外部委託発注における措置	
		委託先の管理・監督	
第	8条	検収	2

外部委託管理規程

規程番号 0503-0000-00-規制 定日 2005年 4月 1日

改正目 2024年 1月 1日

(目 的)

第 1条 本規程は、外部業者へ委託する処理(以下、「外部委託」という。)に関する基本事項 を定め、管理徹底することを目的とする。

(適用範囲)

第 2条 本規程は、情報システムの開発および情報処理の運用業務など、当社が外部委託する 業務に適用する。

(委託可能な業務内容)

- 第 3条 当社は、次に掲げる事項に該当する場合、業務の一部もしくは全部について、外部委託する。
 - (1) 当社内では技術的、設備的に対応が不可能な業務を遂行する場合
 - (2) 当社内で、作業余力がない業務を遂行する場合
 - (3) その他、必要と認めた場合

(委託先の選定)

- 第 4条 委託業務を主管する部門(以下、「外部委託主管部門」という。)は、外部委託を検討する場合、次に掲げる事項に基づき、「委託契約適正審査チェックシート」(様式1)を用いて、委託内容に応じた調査を十分に行い、委託先を選定する。
 - (1) 会社概要、経営状態、信用度などの一般的事項(新規の場合)
 - (2) 第三者審査機関発行の認証の取得状況
 - (3) 委託先の情報セキュリティ管理および個人情報保護の方針
 - (4) 委託先の機密情報および個人情報に関する管理組織・管理責任者の制定状況
 - (5) 委託先の安全管理に必要な規定の策定および対策の実装状況
 - ① 委託先での機密および個人データへのアクセス履歴採取と利用状況の記録方法
 - ② 委託先における情報セキュリティ管理および個人情報保護の教育状況
 - ③ 委託先の監督、検査、監査および報告徴求に関する実施の可否
 - 2 当社は、委託先の選定において調査した前項各号の事項を、その正当性を証明できる 事由および経緯と共に文書にて保管する。

(委託契約)

- 第 5条 外部委託する場合、外部委託主管部門が委託業務内容およびその重要度や機密度に応じて、次に掲げる事項を考慮した契約を締結する。
 - (1) 委託者および受託者の責任の明確化
 - (2) 個人情報の安全管理に関する事項
 - (3) 再委託に関する事項
 - (4) 個人情報の取扱状況に関する委託者への報告の内容および頻度
 - (5) 契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項
 - (6) 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(7) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

(外部委託発注における措置)

- 第 6条 外部委託主管部門は、委託発注時までに次に掲げる事項を明確にし、要求する。
 - (1) 文書・データ・プログラム等の授受がある場合には、授受場所、双方の責任者、数量の把握・確認、授受文書の取り交わし等
 - (2) 作業計画書および要員表の提出
 - (3) 作業進捗確認等の定例会議の開催および議事録作成、定期的な報告書の提出方法
 - (4) 当社の情報セキュリティに関する規程類の遵守について、必要に応じ委託先を通し要員からの誓約書(写)の徴求

(委託先の管理・監督)

- 第 7条 外部委託主管部門は、委託先の業務内容および遂行状況を定期的に確認する。なお、 進捗が著しく遅延するなど業務遂行に支障をきたす問題がある場合は、その理由および 対処・改善方法の説明を委託先に求める。
 - 2 外部委託主管部門は、委託先の業務遂行上の安全管理措置の遵守状況を定期的に確認する。なお、遵守項目が守られていない場合は、指導を行う。
 - 3 二段階以上の委託が行われる場合、委託先が再委託先等に対して十分な監督を行っているかについても監督する。

(検収)

- 第 8条 外部委託主管部門は、委託先から納入されたプログラムおよびデータ等に対して検収を行う。なお、外部委託している運用業務およびオペレーション業務については、報告される作業報告書等の承認によって検収と同等の扱いとする。
 - 2 外部委託主管部門は、委託先から納入されたプログラムおよびデータ等に対して検収 する場合、双方の合意に基づき十分な検収期間を取る。なお、長期間にわたるプロジェ クトの場合は、期間や工程ごとに中間検収を実施する。